

令和7年11月定例会

厚生委員会資料
(市民生活部)

請願・(陳情) 令和7年1月市議会定例会提出分 (新規)・継続			
受理番号	受理年月日	件名	請願・(陳情)者名
52	令和7年 11月18日	集団のつきまとい犯罪の 周知に関する陳情書	住所 氏名
請願・(陳情)の要点			左に対する措置等
<p>秋田市内において、組織的な嫌がらせ(以下「集団ストーカー犯罪」という。)の周知が進んでいないこと、法規制がないことにより被害者が精神的に追い詰められている。</p> <p>この犯罪について周知徹底することにより、犯罪の抑止につながるよう下記のとおり陳情する。</p>			現時点で、陳情にあるような組織的な嫌がらせについて市に対して具体的な相談はないことから、啓蒙するパンフレット等を作成し周知する考えはないが、陳情にあるような組織的な嫌がらせについて、市に相談があった場合は、相談内容に応じて関係機関等を案内するなど適切に対応していく。
<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民の方々に集団ストーカー犯罪を啓蒙するパンフレットやチラシ等を作成し、配布または回覧することを要望(公共施設へのチラシボックス設置、警察機関や市役所や町内会、スーパーやコンビニその他小売店への印刷物の配布または回覧を希望。)。 2 秋田市内において、集団ストーカー犯罪を啓蒙するポスターの掲示を要望。 3 秋田市ホームページにおいても周知を要望。 4 市内防犯パトロールへの印刷物の配布または回覧を希望。 			

市営墓地における合葬墓の埋蔵体数の見直しについて

市営墓地の提供可能数が減少していることから、平和公園および北部墓地の合葬墓を調査したところ、当初の設計より多くの体数が埋蔵可能であることが確認された。

市民の需要に応えるため、令和8年度から合葬墓の埋蔵体数を現在の3,000体から4,000体に見直すこととし、増加した埋蔵体数の永代使用料については、現在の使用者と同額である1体あたり17,000円を予定している。

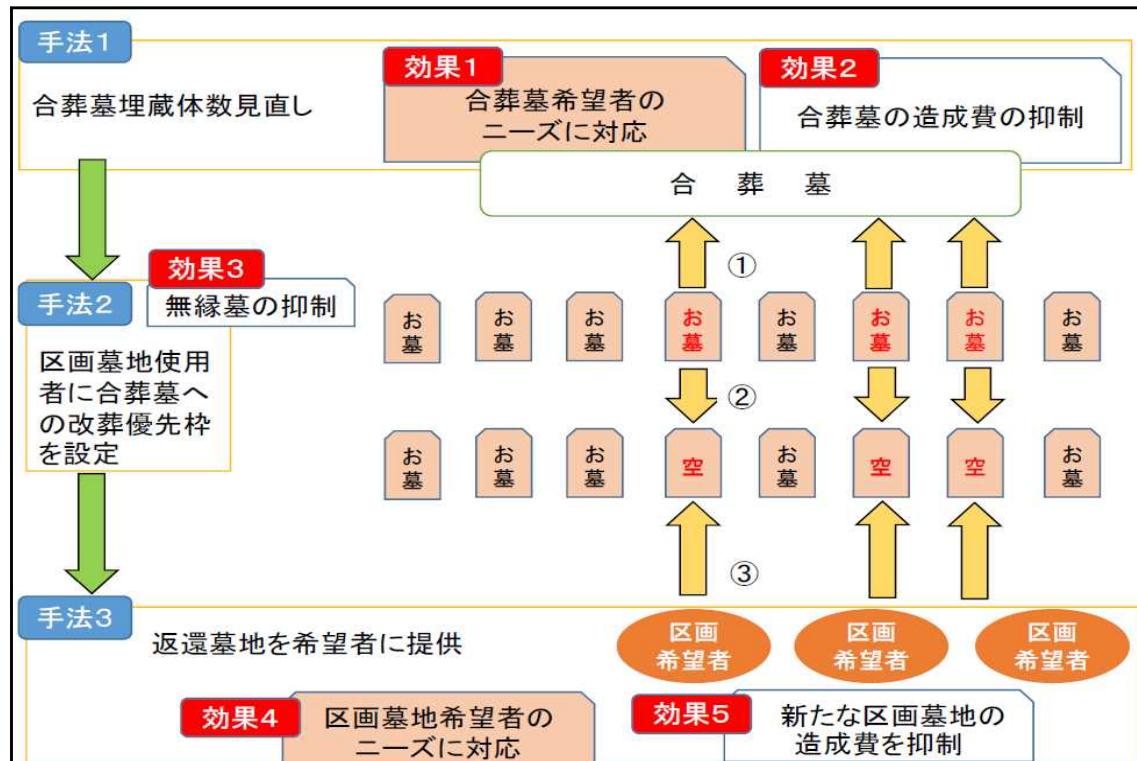
なお、無縁墓対策の観点から、増加した合葬墓の埋蔵体数の一部を市営墓地（区画）からの改葬優先枠とし、区画墓地の循環利用（※下図参照）につなげたいと考えている。

市営墓地における合葬墓の埋蔵体数

（令和7年12月1日現在）

墓地名	埋蔵体数 (当初)	使用許可数	残数 (A)	埋蔵追加 予定期数 (B)	埋蔵可能数 (見直し後) (A+B)
平和公園	1,500体	1,460体	40体	500体	540体
北部墓地	1,500体	1,454体	46体	500体	546体
合計	3,000体	2,914体	86体	1,000体	1,086体

※合葬墓への改葬と返還墓地循環利用のイメージ図



厚生委員会資料
令和7年12月16日
国保年金課

国民健康保険特別調整交付金の一部返還について

1 概要

令和6年度会計検査院実地検査（令和6年5月23日）において、本市が令和3年度に交付を受けた国民健康保険の特別調整交付金に算定誤りがあることを指摘された。

会計検査院の令和6年度決算検査報告（令和7年11月5日）において、交付額が過大であった自治体として公表されたことを受け、過大交付分を国に返還するものである。

2 指摘事項および返還額

項目	指摘事項	内容	返還額
非自発的失業軽減措置分 ※1	交付額が過大	保険税調定総額について、集計対象外である減免した保険税額を含めて過大に集計していること	4,070千円
旧被扶養者に係る減免措置分 ※2	交付額が過大	所得割額について、減免実績額総額を記載すべきところ減免前の課税額総額を記載し、過大に集計していること	1,144千円

返還額計 5,214千円

※1 会社の倒産、解雇等の理由により離職した被保険者への軽減措置

※2 社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に加入したことに伴い、その被扶養者であった者が国民健康保険に加入した場合の減免措置

3 発生の原因

交付基準、事務連絡等の確認が十分でなかったことに加え、令和3年度に移行した基幹系システムの仕様に職員が習熟していなかったことから、申請に必要な数字を正しく算出できなかったため

4 今後のスケジュール

令和8年 2月 市議会定例会に補正予算案上程
3月 返還（予定）

5 再発防止策について

国庫補助制度への理解を深め、交付金の交付要件、算定方法、検証手順等を担当内で共有するとともに、チェックリストを活用し、集計時や決裁過程での確認を徹底する。

厚生委員会資料
令和7年12月16日
雄和市民サービスセンター

雄和コミュニティ類似施設の譲渡・廃止について

雄和地区のコミュニティ類似4施設については、第8次秋田市行政改革大綱（第4期・県都『あきた』改革プラン）の実施計画（令和5年3月策定、公表済み）の取組として、利用実態や将来の財政負担を考慮し、指定管理者となっている地元自治会への譲渡又は用途廃止を予定している。

1 対象施設一覧

	施設名称 (建築年月)	現在の指定管理者	今後の取扱	備考
(1)	雄和農林漁家 婦人活動促進施設 (H8年1月)	萱ヶ沢自治会	無償譲渡	自治会から払下げ要望 書受領済
(2)	雄和左手子 交流センター (H17年3月)	左手子報徳会	無償譲渡	"
(3)	雄和山村 交流センター (H14年11月)	碇田自治会	無償譲渡	"
(4)	雄和地区北部 コミュニティ施設 (S57年11月)	鹿野戸自治会	用途廃止	

2 今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和8年1月	雄和左手子交流センターの指定管理基本協定解除の合意形成
2月	2月市議会に廃止条例案を上程（令和8年4月1日施行）
3月	対象施設の指定管理期間満了
4月	対象施設の用途廃止
6月～8月	建物譲与契約締結 所有権移転登記および建物総合損害共済解除、譲渡等完了

南部地域ＩＣＴ等活用除草モデル事業について

1 概要

(1) 事業目的

物価高騰、建設業の担い手不足、公園愛護協力会の高齢化などにより、基礎的な社会インフラの維持管理が難しくなっている。そこで、業務の効率化を図るため、ロボット除草およびグラウンドカバープランツによる除草不要の植樹帯形成の可否を探るモデル事業として、実証実験を行うもの。令和5年度から実施

(2) 事業内容

ア ハスクバーナ社オートモアによる実証実験

(ア) 本機は、地中に埋設した境界ワイヤー（2.7mm）により、可動範囲を設定し、インターネットとGPSで制御する無人ロボット芝刈り機

(イ) 全天候型・職員の常駐不要・スマホで遠隔操作

(ウ) 主に夜間（時間外）、雨天時などに稼働させ、公園を閉鎖せずに除草

イ グラウンドカバープランツ（クラピアK7）

(ア) 踏圧・塩害・寒さに強く、芝の10倍の速度で成長

(イ) 種を付けず、他の土地を侵害せず、土留めとして有効

(ウ) 専用防草シートと併用し、低維持管理の植栽帯形成を検証

2 実証実験結果

(1) 実証実験の対象地と内容

(m²)

No.	対象地	エリア1	エリア2	対応	実績
1	ふれあい地区公園 (除草)R5/6/19～	7,000	3,000	76回	757,827
2	御所野総合公園 (除草)R5/9/8～	5,800	9,200	24回	352,030
3	御野場ビフレ前 (植栽)R5/10～		22	—	22

・ロボット除草面積：535m²/h、速度：走行2.23km/h

(2) 経費と効果の検証

ア ロボット

経費（初期およびランニング経費）と導入前予算との比較 (千円)

内訳	R 4	R 5	R 6	R 7
業務委託費 * 10,000m ² を対象にした場合	2,310	—	—	—
ロボット本体（オートモア450X/台）	—	815	0	0
消耗品・通信費等（境界ワイヤー、刃等）	—	80	70	70
電気料金（最大24kwh/月（公園課支払））	—	4	5	5
合計	2,310	899	75	75

*公社除草単価70円/m²、年3回実施

(ア) 費用は、4年間使用した場合、現行の1/10（人件費等を除く）

(イ) 電源は既存公園設備を利用、交互運転で除草面積の倍増を実現

イ グラウンドカバープランツ

経費

(千円)

内訳	R 4	R 5	R 6	R 7
業務委託費	72	0	0	0
クラピアK7(576円/鉢*88*1.1=55,757)	—	56	0	0
専用防草シート(22m*1,587円*1.1=38,406)	—	39	0	0
合計	72	95	0	0

※植栽のための基盤整備は除く。

(3) 課題

- ア 当初は、起伏および落下した枝、木の根などで頻繁に停止（改善済）
- イ 除草面積が広いと境界ワイヤー敷設の負担大
- ウ 電源のない場所での電源確保（ポータブル電源を研究中）
- エ オペレーター養成（難易度は低いが専任が必要、5月～10月、0.1人/台/月）
- オ 本格導入する場合は、落雷等で故障した場合に備え、冗長化が必要

(4) メリット

- ア 高い安全性（EU基準）と静肅性
- イ 雨天、炎天下でも問題なく稼働可
- ウ 一度刈り込めば、翌年以降、最初からロボットのみで維持管理可
- エ 集草不要（短く刈って散布、微生物で分解され、肥料化）

3 実証実験結果から（DX・GX・人口減少社会への対応）

- (1) ロボット除草およびクラピアK7により、除草原価は90%低減
- (2) 専用防草シートと組み合わせたクラピアK7は、見通しのよい緑地を形成し、高齢者等の負担軽減と景観維持に寄与する。
- (3) 草刈り業務の人材不足や高齢化、作業時の事故リスクが増大する中で、ロボット除草はこれらの課題を補う手法として有効である。
- (4) ロボット除草を積極的に取り入れることで、作業の効率化が図られ、多く寄せられる地域要望に時間・人員を回すことが可能となる。
- (5) 今後は、府内で実験結果を共有し、業務の効率化に繋げていく。



オートモア450X(ふれあい地区公園)



クラピアK7(御野場ビフレ前)

第4次秋田市犯罪被害者等支援推進計画素案について

1 計画の位置づけ

秋田市犯罪被害者等支援条例第5条の規定に基づく計画であり、本市の犯罪被害者等に係る施策推進の基本的な指針となるもの。

2 計画の期間等

- ・秋田市犯罪被害者等支援推進計画 (平成24年度～平成27年度)
- ・第2次秋田市犯罪被害者等支援推進計画 (平成28年度～令和2年度)
- ・第3次秋田市犯罪被害者等支援推進計画 (令和3年度～令和7年度)
- ・第4次秋田市犯罪被害者等支援推進計画 (令和8年度～令和12年度)

3 主な改正点（素案のポイント）

第1 計画策定の趣旨

- ・計画策定の目的と経緯について文言を整理 (P1)

第2 秋田市の状況と国・県の動向 (新設) (P3～P4)

- ・犯罪被害者等支援に関する状況を整理するため新設
- ・「犯罪認知件数等の状況」を第3次計画「第1 計画策定の趣旨」から移行
- ・「2 国・県による支援の動向」を新設し、令和5年に国が「地方における途切れないと支援の提供体制の強化」を示したこと、それに基づき県が「多機関ワンストップサービス」体制の構築に向け準備していることを記載

第3 計画の基本的な方向

- ・「3 支援体制」の関係機関に「あきた性暴力被害者サポートセンター ほっとハートあきた」、「秋田県生活環境部県民生活課」を追加 (P6)
- ・「支援体制フロー図」に上記関係機関を追加 (P7)

第4 具体的な取組

- ・関係課所室の取組について確認の上、整理して一部修正 (P8～P14)

4 今後のスケジュール

令和7年12月 ～1月	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメント実施・市民100人会、関係専門機関等（2回目）、秋田市犯罪被害者等支援施策庁内連絡会議委員へ意見聴取
令和8年 2月 3月	<ul style="list-style-type: none">・計画（成案）作成・2月市議会定例会 厚生委員会へ報告（成案）・計画策定（市長決裁）・公表